

登別市立富岸小学校「いじめ防止基本方針」

令和3年7月1日改訂

本方針は「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、登別市立富岸小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう策定されたものであるが、市内で発生した重大事案を受け、2度と悲しい出来事を起こさないように、本校においてもこのたび改訂するものとする。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

【条例第3条】 条例では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定している。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意する。

- ① いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童生徒に、いじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするにより、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- ② 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

2. いじめの定義

いじめは児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法2条1項）

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

- (ア) いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し対応する。
- (イ) インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- (ウ) 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短

期間で入れ替わる事実を踏まえ対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第 22 条及び条例第 23 条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

- (エ) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- (オ) 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童 生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

2. いじめの基本認識

いじめの内容 具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- (ア) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応する必要がある。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

③いじめの要因 いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- (ア) いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- (イ) いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたたり、異質な他者を差別したりするといった大人

の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

- (ウ) いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- (エ) いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- (オ) いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

よって

- (1) いじめは、校内外を問わず全ての児童に関係する問題であり、いじめを認識しながら放置することは絶対にあってはならない。
- (2) いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されるべきではない卑怯な行為であり、どの児童にも起こりうる行為である。
- (3) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の成長に重大な影響を与えるもので、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるという基本認識に立つ。

④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3. いじめ防止の基本理念

いじめが行われることなく、全ての児童が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、さらにはいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と緊密な連携を図り対処するとともに、事故の再発防止に努める。

4. いじめ防止のための基本事項

(1) 具体的施策

① いじめ防止調査と分析

いじめ防止のための調査及び分析を年間計画により実施する。また、調査終了後は校内組織により内容を分析し、必要に応じてその対応にあたる。

② 校内におけるいじめ未然防止

いじめの未然防止のため、日常的に児童の望ましい人間関係づくりを醸成し、教育活動全体の中でコミュニケーション能力を高める。特に道徳教育においては、人間関係の充実を図ることを重点化し、特別活動では、いじめ防止に資する活動を活性化させ、児童が自覚的、自主的に行うことができるよう支援する。さらに総合的な学習では、社会的資質を集団の中で体験的に学び、人間力を高めるよう実践する。

また、すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を図り、人との関わりを通して、自己有用感を獲得できる場や機会を設定する。

③ 連携によるいじめの未然防止

本校のコミュニティ・スクールの活動の一つとして、児童の安全・安心のための担当を創設し、地域、保護者、関係機関を含め緊密な連携によりいじめの未然防止にあたる。

④ いじめの早期発見

いじめを早期発見するために、日常における観察及び教職員の連携を重視し、調査及び定期教育相談活動、必要に応じてチャンス相談をチーム支援として学校体制で行い、いじめの未然防止に努める。

⑤ インターネットいじめの防止

インターネット上のサイトやメール等の利用の仕方により、いじめにつながることも踏まえ、児童に情報モラル教育を行うとともに、ケータイ・メール安全教室等を通して、インターネットいじめを防止し効果的に対処できるよう、啓発活動を行う。

⑥ いじめ防止に対する教職員研修の充実

外部講師などを招き、いじめ防止対策推進法、いじめの予防、防止、措置などに関わる研修会を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止の措置

① いじめ防止のため次の校内組織を置く

校内におけるいじめ防止を実効的に行うため、以下の措置を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

「構成員」 校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、

「活動」 ・未然防止のための年間活動計画の作成

・調査及び教育相談に関すること

・いじめ事案の対応に関すること

・いじめに関わる児童理解に関すること

「開催」 学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

② いじめ防止のための保護者、地域を含めた次の組織を置く

いじめ防止を多角的な視点をもって実効的に行うため、「地域いじめ対策委員会」を設置する。

「構成員」 校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、PTA正副会長、
コミュニティ・スクール地域正副代表他

「活動」 ・未然防止のための年間活動計画の承認

・調査及び教育相談に関することの報告

・いじめ事案の対応に関することの検討

・いじめに関わる児童理解に関する検討

「開催」 学校運営協議会と併せて行い、いじめ事案発生時は緊急開催する。

③ いじめに対する措置

- ・いじめ相談を受けた場合は、即日もしくは数日以内に教師や児童などを対象に調査を行い事実の有無の確認を行う。
- ・いじめが確認された場合は、即座にいじめをやめさせ、情報を開示しながら、いじめを受けた児童や保護者への緊密な支援を行い、いじめを行った児童や保護者に対しては指導助言を継続的に行い、再発防止に努める。
- ・いじめを受けた児童が、安心して学校生活を送るため、必要な状況が生じた場合は、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童を、保護者と連携を図りながら、一定期間、家庭学習及び別室で学習させる措置を講じる。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる教育活動を講じ、いじめを根絶しようとする態度を培う。
- ・児童や保護者を含めいじめの関係者における争いを生じさせないため、いじめの事実及び対処の仕方を共有するため必要な措置を講ずる。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案については、教育委員会及び所轄警察署などの関係機関と連携し対処する。

(3) 重大事案の措置

生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間欠席を余儀なくされている疑いがある時には、以下の対処を講じる。

- ① 重大事態が発生した場合は、登別市教育委員会へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関による組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署と連携し厳正に対処する。

5. いじめ防止の評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、いじめ防止の取組や早期発見、さらはいじめに対する措置を適切に行うため、PDCAサイクルにより実践の検証を行うとともに、保護者評価などの学校評価の項目として取り扱い、客観的かつ適正に以下の内容を評価する。

- ① いじめの調査及び分析に関わる内容
- ② いじめ防止に関わる内容
- ③ いじめの早期発見に関わる内容
- ④ いじめの再発防止に関わる内容
- ⑤ いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容
- ⑥ 関係機関との連携に関わる内容

6. いじめの早期発見・早期解決に向けた取組

(1) 児童の事態把握など児童理解の充実

- ① 道徳の時間を要とした日常的な道徳教育を充実させ、いじめをしない・させない・傍観しないといった学校風土を醸成する。
- ② 日常の登下校時間、授業時間、休み時間、給食時間、生徒会活動、部活動等における人間関係や会話内容、体の接触場面等、可能な限り教職員が児童を見守り一人一人の理解に努める。
- ③ 生徒指導アンケート(随時)、北海道教育委員会のいじめ調査(年2回)、児童個人面談(年2回)、保護者からの相談、地域からの情報など、あらゆる機会を逃すことなく、早期発見・早期解決の手口とする。また、気になる児童においては適宜教育相談を行う。

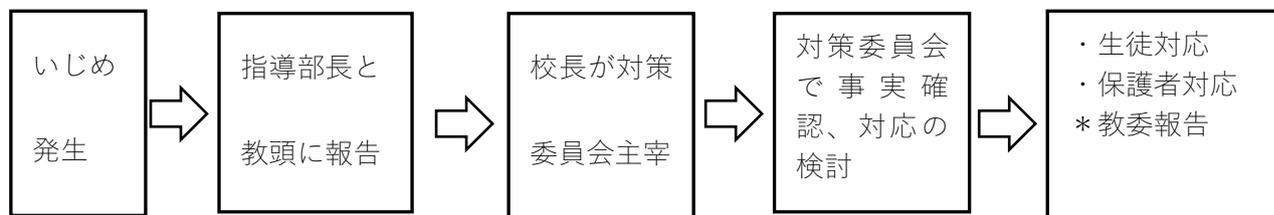
(2) 情報の共有・教職員が一体となった指導体制の確立

- ① 本人にとっては些細な情報でも、職員間の横のつながり、報連相の徹底を図り毎終会で学年の状況報告や放課後の時間帯等を活用し、情報の共有に努める。
- ② アンケートや調査結果は迅速に教職員間で共有し、現状把握に努める。場合によっては緊急職員会議を実施し、具体的方策を協議する。なお、道教委いじめアンケート結果は保護者に公表する責務が伴う。
- ③ 定期終会、職員会議において児童理解研修を位置付け、児童の人間関係や気になる言動について交流し、教職員間で情報を共有する。チームで役割分担して児童に接したほうがよい場合、それぞれの立場を理解した上で児童に接するよう努める。

- ④ いじめの手段が卑劣で悪質なものについては教育委員会及びスクールカウンセラーと相談し早期解決に向けた方策を考える。

【いじめ事案の処理】

1 事案処理の手順



2 対応に関する留意事項

- (1) いじめ情報入手後の対応を素早く組織的に行う。
- (2) いじめの実態を正確に把握する。
- (3) 具体的な対応の仕方などは、検討委員会で協議して決定する。
- (4) 生徒指導は複数の教員による指導を原則とし、事実をまとめ記録を整理する。
- (5) 被害児童や保護者の対応は、きめ細やかで慎重に行う。
- (6) 教育委員会や関係機関への報告・相談等は、校長が判断する。
- (7) 教育委員会や関係機関との報告・相談等は、教頭が行う。

3 対応後の留意事項

- (1) 被害児童の心をケアするとともに、注意深く観察する。
- (2) 家庭との連絡を緊密に行い情報の共有を図る。

7. いじめ認知の事例集（北海道教育委員会「いじめの積極的な認知に当たって」から一部抜粋）

【事例1】

- ・体育の時間にバスケットボールの試合を行ったが、球技が苦手であるA君はB君からミスを責められたり、みんなの前でばかにされたりしてとても嫌な気持ちだった。
- ・しかし、B君と仲がよいC君が、「かわいそうだよ。」と助けてくれて、それ以来、B君から嫌なことはされていない。
- ・その後、A君もだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、B君に昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

定義に照らしていじめとして認知

・いじめの初期の段階やごく短期間のうちに解消した事案についてもいじめとして認知

- ・A君とB君の関係は今後も留意して見ていく必要あり

【事例2】

- 「A君がB君からいつもいじめられている。」と担任の先生に、C君が相談した。C君の証言は以下のとおり。
- ・ B君はA君に学校帰りにいつもかばんを持たせているなど、いろいろと命令している。
 - ・ 楽しく話しているときもあるが、B君が気に障ることがあると（自分（C君）はAが、たいしてひどいことは言っていないと思うのだが）「ふざけんな。」と言ってA君を蹴ったり、叩いたりする。A君はなんで自分だけやられるのかとC君に不満を漏らした。
 - ・ B君が「Aはむかつくから無視しよう」と言っていたことがある。
 - 後日、A君に確認すると、「B君は友達であり、いじめとは思っていない。先生は余計なことはしないで。」と言った。
 - 後日、B君に事情を確認すると、「A君のことが嫌い。よく腹が立つ。」と言い、C君が先生に伝えた内容を認めた。



定義に照らしていじめとして認知	・ 本人が否定しても、いじめとして判断できるものであるから、いじめとして認知
-----------------	--



・ いじめの被害者は、いじめを受けていることを否定することがしばしばあるので、引き続きそのことに留意して対応する必要あり

【事例3】

- 定期的なアンケート調査を実施したところ、A君がいじめを受けていると記載してきたが、一方、B君、C君、D君、E君がA君からいじめを受けていると記載してきた。概要は以下のとおり。
- ・ A君は暴力傾向があり、言動が粗暴、体も大きくクラスで威圧的な存在であった。
- ・ B君、C君、D君、E君はA君から使い走りのように扱われ、時に暴力を受けることもあった。
- ・ この暴力については、A君も認めており、保護者に来校いただき指導するとともに被害者に謝罪も行っている。
- ・ しかし、その後も暴力はふるわないものの、威圧的な態度が続いたため、嫌になってB君、C君、D君、E君がA君と距離をとっている状態であった。
- ・ A君は無視されていると主張し、B君、C君、D君、E君はいまだに威圧をかけられたり、用事を頼まれたり一緒にいるのが怖いと言っている。



定義に照らしていじめとして認知	・ 双方がいじめを主張しているため、「けんか」と判断する可能性が考えられるが、表面上の解釈ではなく、状況を総合的に把握する必要があり、A君の「B君、C君、D君、E君」に対するいじめとして認知
-----------------	---



・ A君に対しては、A君の主張も聞いた上で、以前指導したことが改善していない点を丁寧に指導すること

【事例4】

- 保護者が自分の子供A君が学校でいじめを受けていると担任に相談してきた。概要は以下のとおり。
- ・具体的に誰からどのようなことをされているかの説明はなく、母親によると、学校から配られた「いじめのサインチェックシート」にある「学校のことを話したくない」「食欲がない」「表情が暗い」等、該当する項目がたくさんあり、いじめに違いないと思っているとの説明だった。
- ・A君は学校でリーダー的な存在であり、担任から見てもとても楽しそうに学校生活を送っている。担任は、すぐにA君と面談をすると「家で母親から塾へ行けとか、学校で何があったかとか、ゲームをするとか細かく言われ続けることで嫌になっている。本当は家に帰りたくない。」と言っていた。
- ・学校で嫌なことはあるかと聴くと「学校は楽しい。先生も友達も大好きだ。」と言っていた。
- ・後日、母親に「いじめは受けていないと思う。」と伝えると、「自分もいろいろ考えたが、家庭には問題がない。大切に育ててきている。学校が調べ切れていないだけで必ず嫌に思っていることがあるはずだ。いじめがあるものとして対応してくれ。」と求められた。



いじめとして
認知しない

・事例に示した情報からは現時点でいじめの事実が確認できないため、いじめとして認知しない



・母親の心配をしっかりと受け止め、注意深く状況を把握し（その後、母親の訴えのとおりにじめが判明することもあり得る）、家庭との連絡を密にして対応する必要あり